

## 『大型特殊免許』・『けん引免許』取得費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、規制緩和で作業機を付けた農耕トラクターなどの公道走行が可能になったことにより、農機具共済加入者が『大型特殊免許』等を取得する必要がある、正しい公道走行技術を修得し損害防止に努め、農機具事故の低減を図るために免許を取得することに対し、要する経費の一部を助成する。

### (補助対象)

第2条 この要綱による補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 農機具共済加入者
- (2) 農機具共済加入者の配偶者、子、父、母
- (3) 農機具共済加入法人の構成員

2 この要綱による補助対象の免許は次のものとする。

- (1) 大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)
- (2) けん引免許(農耕用に限る、も含む)

3 前項の免許は令和3年4月1日から令和4年3月31日に取得したものに限る。

4 第2項の免許取得に係る費用の実費に対し、その一部を補助対象とする。なお、免許取得に係る旅費等は対象としない。

### (交付条件)

第3条 この補助金は、当該年度において取得した第2条第2項の免許に限る。

2 当該年度において、農機具共済に加入していることとする。

3 当該年度において、農機具共済加入者につき1名を限度とする。

### (補助金交付額)

第4条 この補助金の交付額は、1名10,000円を上限とし、免許取得に係る費用の実費を補助する。

### (交付の申請)

第5条 この補助金の交付を申請する農機具共済加入者は、『大型特殊免許』・『けん引免許』免許取得費用補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる必要書類を添付し、組合に提出するものとする。なお、③及び④の書類は必要に応じ添付するものとする。

- ① 免許証の写し
- ② 免許取得に係る費用の証明ができるもの。(領収書等)
- ③ 農機具共済加入法人の構成員の証明ができるもの。(構成員名簿等)
- ④ 補助金振込口座届出書。(様式第2号)

(交付申請書等の提出期限)

第6条 この補助金の交付を申請する農機具共済加入者は第5条に該当する書類を当該年度の3月末日までに組合に提出する。

(補助金交付額の決定)

第7条 組合は、補助金交付額を決定し、『大型特殊免許』・『けん引免許』取得費用補助金交付決定通知書(様式3号)により通知する。

(補助金の交付)

第8条 補助金交付は振込により支払う。

(補助金の返還)

第9条 虚偽及び不当な事由により補助金の交付を受けた者は、補助金を返還しなければならない。

2 当該年度中に農機具共済の全部を失効、または解除した場合は、補助金を返還しなければならない。

(適用期間)

第10条 この要綱は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する。

(改廃)

第11条 この要綱の改廃は、組合長が定める。

(施行)

第12条 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則 (令和3年5月17日制定)